

第四百四十四号議案

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年九月三日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項第三号中「一般地方独立行政法人」の下に「（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第八条第一項第五号に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を加える。

第十条の二第一項中「（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第八条第三項に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を削る。

第十七条第一項第二号中「（同法第十六条第一号に該当する場合を除く。）」を削る。

付則第二十九条中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。ただし、第八条第二項第三号、第十条の二第一項及び付則第二十九条の改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行による地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の改正等に伴い、規定を整備する必要がある。